

新型コロナウイルス感染症への対応について

1. 基本的な考え方

当協会は、公益法人として神奈川県下の事業場における労働災害防止及び職業性疾病予防のための活動を促進する事業を行っている。足元で神奈川県下の労働災害は、増加傾向にあり、労働災害防止のためには作業主任者の確保、安全衛生教育等の実施が重要となっている。

従って、神奈川労働局長登録の法定講習等（技能講習、特別教育等）については、現在のところ、計画どおり実施することとしている。

上記の法定講習等の実施にあたっては、発熱等の風邪の症状がみられる方については、受講を控えていただくようお願いしている。

法定講習等の開催にあたっては、以下の感染防止対策を徹底している。

1. マスクの着用
2. 手洗い、アルコール消毒
3. 屋内の換気

なお、今後の感染拡大や法規制等の動向により、現在開催している講習についても中止する可能性がある。

(参考)

北海道労働基準協会連合会は、北海道知事の緊急事態宣言を踏まえ3月19日まで技能講習を含め各種講習を中止している。

その他の各都府県労働基準協会連合会では、法定講習については計画どおり実施している。

2. 法定外のセミナー及び各種会議等

法定外のセミナー及び各種会議等の開催については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」や政府の方針を踏まえ、令和2年3月2日(月)から3月20日(金)まで自粛することとしている。

(参考)

* 「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」

(令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

* 内閣総理大臣記者会見(令和2年2月29日、3月10日)